回路制御通信総合学習設備

仕様書

平成２３年１月

阿南工業高等専門学校

目　　次

Ⅰ．仕様書概要説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１．調達の背景及び目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　２．調達物品名及び構成内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　３．技術的要件の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　４．その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1・2
Ⅱ．調達物品に備えるべき技術的要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　（性能機能に関する要件）
　１．総合計測装置本体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3・4
　２．プログラミング教育用ボード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4・5
　３．制御工学教育用ボード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　（性能機能以外の要件）
　４．設置条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　５．運用保守体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　６．教育支援体制等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

Ⅰ．　仕様書概要の説明

1.　調達の背景および目的

従来、本校電気電子工学科では、電気主任技術者（以下電験）の認定校として、実験設備を個別に準備してきた。現在、電子回路関係の実験設備が耐用年数を超え老朽化しており，今後実験に支障を期たすことも充分想定されるため，これを更新する目的で調達を行う。これにより、教育内容の高度・充実化が期待できる。

2.　調達物品および構成内訳

回路制御通信総合学習設備　１式

（構成内訳）

1）総合計測装置本体	21 式
2）プログラミング教育用ボード	5 式
3）制御工学教育用ボード	1 式

３．技術的要件の概要

（１）本調達品にかかる性能，機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）はⅡ調達に備えるべき技術的要件に示すとおりである。

（２）技術的要件はすべて必須の要求要件である。

（３）必須の要求要件は，本校が必要とする最低限の要求要件を示しており，入札機器の性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり，落札決定の対象から除外する。

（４）入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は，本校技術審査職員が，入札機器にかかる技術仕様書その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

４．その他

4-1　技術仕様等に関する留意事項

(1)　本仕様の範囲は，各仕様に該当する機器本体，それらの機器を設置するための部品類，機器の設定，設置及び調整を含む。

(2)　提案する機器は入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器により応札する場合には技術的要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。なお，こ

れらの成否は技術審査による。

(3) 提案する機器のうち，納入期限までに性能の向上が予想される機器がある場合，その予定時期等が記載された資料を提出すること。

4-2 導入に関する留意事項

(1) 導入スケジュールは本校担当者と協議し，その指示に従うこと。

(2) 導入時の体制，日程等の作業計画を提示すること。

(3) 本調達物品の搬入に際しては，本校施設に損傷を与えないよう十分な注意をするとともに，搬入時には受注者が必ず立ち会うこと。

4-3 提案に関する留意事項

(1) 記述内容が不明確である場合は有効な提案書と見なさないので留意されたい。また，資料等のうち仕様書の技術的要件に関する記述がなされている箇所には活字の読み取りができる白色以外の色でマークすることとし，マークした頁には付箋を付すこと。本仕様書の技術的要件に対して単に「実現します」とか「可能です」といった回答の提案書の場合，提案書と見なさないので，十分留意すること。

(2) 提案された資料を審査するにあたって提案の根拠が不明確であったり説明が不十分であるなどして技術審査に重大な支障があると技術審査委員会が判断した場合は要求要件を満たしていないものとみなす。

(3) 提出資料に対する照会先を明記すること。なお，電話番号，ＦＡＸ番号，電子メールアドレスを含むこと。

(4) 提出された内容等について問い合わせやヒヤリングを行うことがある。

(5) 提案書類を作成するにあたり，仕様書に記載された要求要件の各項目に対応させて記述すること。

4-4 その他の留意事項

(1) 本調達物品に問題が生じた場合，本校と協議の上受注者が責任をもって迅速に解決すること。

(2) 本仕様書に記載のない事項については，本校担当者の指示に従うこと。

Ⅱ．　調達物品が備えるべき技術的要件

［性能・機能に関する要件］

1．総合計測装置本体　２１式

1.1　総合計測装置本体

1.1.1　8チャンネル以上の差動アナログ入力機能を有し、それぞれのチャンネルが下記性能を有していること。

(a)　アナログ入力1チャンネルあたり分解能16ビット以上の性能を有していること。

(b)　アナログ入力1チャンネルの使用時に最大1MS/s以上の性能を有していること。

1.1.2　アナログトリガの機能を有していること。

1.1.3　オシロスコープの下記機能を有していること。

(a)　2チャンネル以上の入力チャンネル性能を有していること。

(b)　最大サンプリングレート（チャネル毎）100MS/s以上の性能を有していること。

(c)　垂直分解能8ビット以上の性能を有していること。

(d)　入力インピーダンス 1 MΩ以上の性能を有していること。

1.1.4　関数発生器の下記機能を有していること。

(a)　総合計測装置にて手動での制御及びソフトウェアによる制御ができること。

(b)　AM/FM変調が出来る機能を有していること。

(c)　正弦波を0.2Hzから5MHzの範囲で出力する性能を有していること。

(d)　三角波、方形波を0.2Hzから1MHzの範囲で出力する性能を有していること。

(e)　出力振幅 ±5 V以上の性能を有していること。

1.1.5　デジタルマルチメータの下記機能を有していること。

(a)　電圧、電流、抵抗の測定機能を有していること。

(b)　絶縁機能を有していること。

1.1.6　任意波形発生器の下記機能を有していること。

(a)　関数発生器の変調入力への信号経路設定がプログラムできる機能を有していること。

(b)　出力信号が振幅 ±10V以上、16ビット以上の性能を有していること。

(c)　スリューレート20V/μs以上の性能を有していること。

1.1.7　電圧源の下記機能を有していること。

±12V以上の電源であること。

1.1.8　ダイナミックシグナルアナライザの機能を有していること。

1.1.9　周波数範囲 1Hz から 30kHz のインピーダンスアナライザの機能を有していること。

1.1.10　周波数範囲 1Hz から 200kHz のボードアナライザの機能を有していること。

1.1.11　2線式電流・電圧アナライザの下記機能を有していること。

(a)　電流範囲±40 mA 以上の性能を有していること。

(b)　電圧スイープ範囲±10V 以上の性能を有していること。

1.1.12　3線式電流・電圧アナライザの下記機能を有していること。

(a)　電流範囲±40mA 以上の性能を有していること。

(b)　電圧スイープ範囲±10V 以上の性能を有していること。

(c)　NPN と PNP トランジスタに対応できる機能を有していること。

1.1.13　総合計測装置とブレッドボードが一体式であること。

1.1.14　総合計測装置本体が USB 接続にてコンピュータに接続できる機能を有していること。

1.1.15　グラフィカルプログラミングにて総合計測装置本体が制御できる機能を有していること。

1.1.16　グラフィカルプログラミングに適用する下記の計測器ドライバの機能を有していること。

(a)　デジタルマルチメータ

(b)　ボードアナライザ

(c)　ディジタル信号ライタ

(d)　オシロスコープ

(e)　ダイナミック信号アナライザ

(f)　インピーダンスアナライザ

(g)　関数発生器

(h)　任意波形発生器

(i)　2線式電流電圧アナライザ

(j)　3線式電流電圧アナライザ

(k)　可変電圧

(l)　ディジタル信号リーダ

2. プログラミング教育用ボード　5式

2.1　マイクロコントローラ教育用ボード

2.1.1　「1.1.13」で記載のブレッドボードと差し替えできる機能を有していること。

2.1.2　+5V と+3.3V の直流電源機能を有していること。

2.1.3　入出力のためのバナナ端子が2個以上搭載されていること。

2.1.4　入出力のための BNC 端子が 1 個以上搭載されていること。

2.1.5　COM ポートが 1 個以上搭載されていること。

2.1.6　8 個以上の LED が搭載されていること。

2.1.7　8 個以上の押しボタンスイッチが搭載されていること。

2.2　FPGA 教育用ボード

2.2.1　「1.1.13」で記載のブレッドボードと差し替えできる機能を有していること。

2.2.2　12 ビット以上の AD 変換器が 2 チャンネル以上搭載されていること。

2.2.3　12 ビット以上の DA 変換器が 4 チャンネル以上搭載されていること。

2.2.4　8 個以上の LED が搭載されていること。

2.2.5　1 個以上の 2 桁・7 セグメント LED が搭載されていること。

3. 制御工学教育用ボード　1 式

3.1　制御工学教育用ボード

3.1.1　「1.1.13」で記載のブレッドボードと差し替えできる機能を有していること。

3.1.2　コンピュータから制御パラメータを与え、倒立振子に関するデモンストレーションならびに実験ができること。

［性能・機能以外に関する要件］

4．設置条件等

4-1　搬入については，本校の業務に支障をきたさないよう本校担当者と協議の上，その指示によることとし，全体の動作確認を行って引き渡すこと。

5．運用保守体制

5-1　納入後１年間は，通常の使用により故障又は障害が発生した場合，無償による保証をすること。

5-2　障害時において，本校担当者からの要請に対応できる体制であること。

5-3　良好な調達物品の運用と本校が行う開発，性能・機能向上に伴う作業に備えるため，調達物品の状態に関する報告，必要な技術情報の提供等については，要求に対して必ず対応，協力すること。

6．教育支援体制等

6-1　各機器の操作に必要とされるマニュアル，仕様書，図面及び取扱説明書は，日本語もしくは英語で書かれたものを各構成ごとに３部以上提供すること。

6-2　消耗品リストは，取扱説明書に記載すること。

6-3　導入時又は本校が指定するとき，日本語が話せる技術者によって教育研修を行うこと。

入　札　説　明　書

阿南工業高等専門学校の調達契約に係る入札公告（平成２３年１月２１日付け）に基づく入札等については，独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成１６年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第３４号），独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（平成１６年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第４１号）（以下「契約事務取扱規則」という。）及び入札公告に定めるもののほか，この入札説明書によるものとする。

１　契約担当役等

(1) 契約担当役

阿南工業高等専門学校 事務部長 渡 邊　悟 司

(2) 所属部局名　阿南工業高等専門学校

(3) 所在地　〒７７４－００１７　徳島県阿南市見能林町青木 265 番地

２　調達内容

(1)　購入等件名及び数量　回路制御通信総合学習設備　１式
別紙「仕様書」のとおり

(2)　調達件名の特質等　購入物品の特質等に関し，阿南工業高等専門学校が本説明書で指定する特質等を有すること。

(3)　納入期限　平成２３年３月３１日

(4)　納入場所　阿南工業高等専門学校電気棟２階電磁気室

(5)　入札方法

落札者の決定は，最低価格落札方式をもって行うので，

①　競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は，請負代金又は物品代金の前金払の有無，前金払の割合又は金額，部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別紙契約書（案）及び契約事務取扱規則に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。また，購入物品の本体価格のほか，輸送費，保険料，関税及び仕様書等に規定するもの等納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

②　落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額とする。ただし，単価契約の場合は除く。）をもって落札価格とするので，競争加入者等は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積った契約金額の１０５分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6)　入札保証金及び契約保証金　免除

３　競争参加資格（該当事項は，必要書類の種類及び部数を指定した別紙１による。）

(1)　独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第４条の規定に該当しない者

であること。

(2) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第５条に規定される次の各号のいずれかに該当し，かつ，その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人，支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）は，競争に参加する資格を有さない。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し，若しくは不正な利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を，契約の履行に当たり，代理人，支配人その他の使用人として使用した者

(3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において，平成２２年度に四国地域の「物品の販売」のA，B，C又はD等級に格付けされている者であること。

なお，競争参加資格を有しない競争加入者は，速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は，次のとおり。

〒７７４－００１７ 徳島県阿南市見能林町青木265番地
阿南工業高等専門学校総務課契約係
ＴＥＬ ０８８４－２３－７１２１

(4) 入札公告において，法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては，その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

(5) 入札公告において，日本工業規格を指定した場合にあっては，当該規格の物品を納入できることを証明した者であること。

上記以外の規格を指定した場合も上記に準じて証明した者であること。

(6) 入札公告において，特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては，これらの物品を納入できることを証明した者であること。

(7) 入札公告において，研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては，当該体制が整備されていることを証明した者であること。

(8) 入札公告において，迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては，当該体制が整備されていることを証明した者であること。

(9) 製造請負契約においては，製造物品に関する技術水準が高く，かつ製造実績があることを証明した者であること。

(10) 公正性かつ無差別性が確保されている場合は除き，本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。

(11) 競争参加資格の審査が競争入札執行の日時までに終了した者又は資格を有すると認められた者であること。

(12)　本件調達の入札において，「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）に違反し，価格又はその他の点に関し，公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

(13)　独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第６条の規定に基づき，契約担当役が定める資格を有する者であること。

(14)　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4　競争入札執行の日時及び場所等

(1)　競争参加資格の確認のための書類，入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負の履行ができることを証明する書類（以下「納入又は履行ができることを証明する書類」という。）の提出期限及び提出場所，契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

書類の提出期限　　平成２３年2月７日　１７時００分

〒７７４－００１７　徳島県阿南市見能林町青木 265 番地

阿南工業高等専門学校総務課契約係　筒井勇樹

ＴＥＬ　０８８４－２３－７１２１

(2)　競争入札執行の日時及び場所

平成２３年2月１８日　１０時００分

阿南工業高等専門学校管理部一般教科棟２階セミナー室３

（競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻の１５分前までに到着し，その旨を係員に届け出ること。）

(3)　入札書の提出日時及び場所

平成２２年2月７日　１７時００分

阿南工業高等専門学校総務課契約係

(4)　入札書の提出方法

①　競争加入者等は，別紙の図面，契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において，疑義がある場合は，上記４の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし，入札後不知又は不明を理由として異議を申し出ることはできない。

②　競争加入者等は，競争入札執行時に配布する別紙様式の入札書に次に掲げる事項を記載し，直接提出するものとする。

(ｱ)　請負又は供給物品名

(ｲ)　入札金額

(ｳ)　競争加入者本人の住所，氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(ｴ)　代理人が入札する場合は，競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③　郵便，テレックス，電報，ファクシミリ，電話その他の方法による入札は認めない。

④　競争加入者等は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押

印をしておかなければならない。

⑤　競争加入者等は，その提出した入札書の引換え，変更又は取消しをすることができない。

(5)　入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

①　入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

②　請負又は供給物品名及び入札金額のないもの

③　競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの

④　代理人が入札する場合は，競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が，競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤　請負又は供給物品名に重大な誤りのあるもの

⑥　入札金額の記載が不明確なもの

⑦　入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの

⑧　入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑨　競争参加資格の審査が競争入札執行の日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの

⑩　独占禁止法に違反し，価格又はその他の点に関し，公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては，当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑪　その他入札に関する条件に違反したもの

(6)　入札の延期等

競争加入者等が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合であって，競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは，当該入札を延期し，又はこれを廃止することがある。

(7)　代理人による入札

①　代理人が入札する場合は，入札時までに代理委任状を提出しなければならない。

②　競争加入者等は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8)　開札

①　競争入札執行場所には，競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することはできない。

②　競争加入者等は，競争入札執行時刻後においては，競争入札執行場所に入場することはできない。

③　競争加入者等は，競争入札執行場所に入場しようとするときは，入札関係職員の

求めに応じ，身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記４の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては，代理委任状を提出しなければならない。

④　競争加入者等は，契約担当役が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか，競争入札執行場所を退場することはできない。

⑤　競争入札執行場所において，次の各号の一に該当する者は当該競争入札執行場所から退去させる。

(ｱ)　公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者

(ｲ)　公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

⑥　開札をした場合において，競争加入者等の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行う。

５　その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

①　この一般競争に参加を希望する者は，納入又は履行ができることを証明する書類を，上記３の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに，上記４の(1)の提出期限までに提出しなければならない。

②　競争加入者等は，競争入札執行日の前日までの間において，契約担当役から納入又は履行ができることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し，説明を求められた場合には，競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

③　競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行ができることを証明する書類

①　競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行ができることを証明する書類は別紙様式により作成する。

②　資料等の作成に要する費用は，競争参加者等の負担とする。

③　契約担当役は，提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

④　一旦受領した書類は返却しない。

⑤　一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥　競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には，入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負を履行できるかどうかの判断の対象としない。

(4) 落札者の決定方法　　最低価格落札方式とする。

①　上記４の(1)に従い書類・資料を提出した競争加入者等であって，上記３の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし，当該競争加入者等の入札価格が独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第１６条

の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは，直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ，落札者を決定するものとする。また，競争加入者等のうちくじを引かない者があるときは，入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において，競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により応札物品内訳書を受領した場合で，競争加入者等から提出された資料等に基づき競争入札執行日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

④ 製造請負契約について，契約の対象方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

⑤ 契約担当役は，落札者を決定したときは，その日の翌日から７日以内に，落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所並びに落札金額を，落札者とされなかった競争加入者等に通知する。ただし，開札に立ち会った入札者については，口頭通知をもってこれにかえる。

⑥ 落札者が，指定の期日までに正当な理由なく契約書の取り交わしをしないときは，落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無　　無

(6) 契約書の作成

① 競争入札を執行し，契約の相手方が決定したときは，契約の相手方として決定した日から７日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは，指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

② 契約書を作成する場合において，契約の相手方が遠隔地にあるときは，まず，その者が契約書の案に記名押印し，更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において，契約担当役が記名押印したときは，当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ，本契約は確定しないものとする。

⑤ 提出された入札機器の技術仕様等について，すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(7) 支払条件

代金の支払いは，別紙契約書（案）に定めるとおりとする。

(8) 契約金額の内訳書

契約担当役が必要と認める場合，落札者は，落札決定後速やかに内訳書を提出するものとする。

(9) 調達件名の検査等

① 落札者が提出した納入又は履行ができることを証明する書類の内容は，仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

② 納入検査終了後，当該物品を使用している期間中において，落札者が提出した納入又は履行ができることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には，落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

(10) その他詳細規定

① 競争加入者等は，封印した入札書に別封の別紙１により作成した書類を，上記４の(1)の提出期限までに提出しなければならない。

② 一旦受領した書類は返却しない。

③ 一旦受領した書類(入札書を含む。)の差し替え及び再提出は認めない。

④ 提出された書類において，競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には，入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査の対象としない。

⑤ 入札説明書，仕様等で本校に質問がある場合又は技術審査等に関して，本校からの質問に対する場合は，文書により質問又は回答をすること。

別紙様式　　競争参加資格の確認のための書類及び納入または履行ができることを証明する書類

別 紙１　　入　札　書
別 紙２　　契約書（案）

別紙様式

競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行ができることを証明する書類

１．競争参加資格の確認のための書類

(1) 平成２２年度の一般競争参加資格の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し ・・・・・ １部

(2) 入札公告において，迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては，当該体制が整備されていることを証明した書類（障害発生時の連絡体制図等） ・・・・・ １部

(3) 入札機器を納入できることを証明する書類（代理店証明書等） ・・・・・ １部

(4) 入札説明書３の競争参加資格(1)，(2)及び(14)に該当しない者であることを誓約した書類 ・・・・・ １部

２．納入又は履行ができることを証明する書類

(1) 応札物品内訳書 ・・・・・ ３部

(2) 応札物品の対応合致説明書（技術仕様書） ・・・・・ ３部
（技術仕様書は別冊の仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。）

(3) 入札機器のカタログ，資料等 ・・・・・ ３部

(4) 入札機器の構成図・構成内訳 ・・・・・ ３部

(5) 搬入，設置及び調整の日程表 ・・・・・ １部

(6) 導入時講習会の日程等，支援体制を表す書類 ・・・・・ １部

(7) 入札機器の定価証明書 ・・・・・ １部

(8) 入札機器の参考見積書 ・・・・・ １部

(9) 入札機器及び類似機器の納入実績表 ・・・・・ １部

（注）上記提出書類の他，補足資料の提出を求める場合がある。

平成　　年　　月　　日

応　札　物　品　内　訳　書

阿南工業高等専門学校　御中

（住所）
（法人名）
（役職・氏名）　　印

○○○○　　○台

構成内訳

1．○○○○○製

○○○○○	○○○○○	○台又は○式

2．○○○○○製

○○○○○	○○○○○	○台又は○式
・	・	
・	・	
・	・	
・	・	
・	・	

※構成内訳の表示は，入札参加者の「物品名」を記入すること。

競争参加資格に関する誓約書

阿南工業高等専門学校契約担当役
事務部長 渡 邊 悟 司 殿

住所
申請者 商号又は名称
代表者 印

申請者は、平成23年1月21日付けで公告のあった「回路制御通信総合学習設備 1式」の入札に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1．独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。

2．独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第5条に規定される次の各号のいずれかに該当し，かつ，その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人，支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）は，競争に参加する資格を有さない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し，若しくは不正な利益を得るために連合した者
(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を，契約の履行に当たり，代理人，支配人その他の使用人として使用した者

3．契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

入　　札　　書

供給すべき物品の表示　　回路制御通信総合学習設備　　１式

入　札　金　額　　金　　円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し，上記の物品を供するものとして，入札に関する条件を承諾の上，上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

阿南工業高等専門学校　　御中

競争加入者
住　　所

氏　　名　　印

案

物品供給契約書

物品名及び数量　　回路制御通信総合学習設備　１式
別紙「構成内訳書」のとおり

代金額　　金　　円也（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

上記消費税額は、消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に105分の5を乗じて得た額である。

発注者　独立行政法人国立高等専門学校機構阿南工業高等専門学校契約担当役事務部長　渡邊悟司と供給者　　との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について上記の契約金額で、供給契約を結ぶものとする。

第１条　供給者は、発注者に対し物品の供給をするものとする。
第２条　物品は、阿南工業高等専門学校電気棟２階電磁気室に納入するものとする。
第３条　物品の納入期限は、平成２３年３月３１日とする。
第４条　納品書は、阿南工業高等専門学校総務課契約係に送付すべきものとする。
第５条　代金は、検査後、適正な請求書を受理した日から 60 日以内に１回に支払うものとする。
第６条　代金の請求書は、阿南工業高等専門学校総務課契約係に送付するものとする。
第７条　契約保証金は、免除する。
第８条　供給者は，この契約に関して，次の各号の一つに該当するときは，契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一　供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第 19 条の規定に違反し，又は供給者が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより，公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して，同法第 49 条第１項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第１項に規定する納付命令を行い，当該命令又は同法第 66 条第４項の審決が確定したとき。ただし，供給者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として，供給者がこれを証明し，その証明を発注者が認めたときは，この限りでない。

二　公正取引委員会が，供給者に対して独占禁止法第７条の２第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　供給者（供給者が法人の場合であっては，その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は，発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において，発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　供給者は，この契約に関して，第１項の各号の一つに該当することとなった場合には，速やかに，当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第９条　発注者は、供給者が前条各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

第10条　供給者は発注者が定めた個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。

第 11 条　この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第 12 条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者供給者間において協議して定めるものとする。

第 13 条　この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、阿南工業高等専門学校所在地を管轄区域とする徳島地方裁判所阿南支部とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・供給者は次に記名し印を押すものとする。
なお、この契約書は２通作成し、双方で各１通を所持するものとする。

平成２３年　　月　　日

発注者　徳島県阿南市見能林町青木 265 番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
阿南工業高等専門学校
契約担当役　事務部長　渡　邊　悟　司

供給者

【代理委任状の参考例１：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

阿南工業高等専門学校　　御中

委任者（競争加入者）　（会社印）
住　所　○○市○○区○○丁目○番○号
○○株式会社
氏　名　代表取締役　○　○　○　○　㊞

私は，　○　○　○　○　を代理人と定め，下記の一切の権限を委任します。

記

平成２３年２月１８日阿南工業高等専門学校において行われる回路制御通信総合学習設備の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑

（注）　これは参考例（様式及び記載内容）であり，必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【代理委任状の参考例２：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合】

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

阿南工業高等専門学校　　御中

委任者（競争加入者）　（会社印）
住　所　　○○市○○区○○丁目○番○号
○○株式会社
氏　名　　代表取締役　○　○　○　○　㊞

私は，下記の者を代理人と定め，貴校との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）　住　所　　○○市○○区○○丁目○番○号
○○株式会社　○○支店
氏　名　　支店長　　○　○　○　○

委　任　事　項　　１．入札及び見積りに関する件
２．契約締結に関する件
３．入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
４．契約物品の納入及び取下げに関する件
５．契約代金の請求及び受領に関する件
６．復代理人の選任に関する件
７．・・・・・・・・・

委　任　期　間　　平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで

受任者（代理人）使用印鑑

（注）　これは参考例（様式及び記載内容）であり，必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【代理委任状の参考例３：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

阿南工業高等専門学校　　御中

委任者（競争加入者の代理人）
住　所　　○○市○○区○○丁目○番○号
○○株式会社　○○支店
氏　名　　支店長　　○　○　○　○　　㊞

私は，○○○○を○○株式会社代表取締役○○○○（競争加入者）の復代理人と定め，下記の一切の権限を委任します。

記

平成２３年２月１８日阿南工業高等専門学校において行われる回路制御通信総合学習設備の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑

（注）１．この場合，競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例２を参照）
２．これは参考例（様式及び記載内容）であり，必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【入札書の記載例１：競争加入者本人が入札する場合】

入　　札　　書

供給すべき物品の表示　　回路制御通信総合学習設備　１式

入　札　金　額　　金○○○，○○○円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し，上記の物品を供給するものとして，入札に関する条件を承諾の上，上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

阿南工業高等専門学校　　御中

（会社印）

競争加入者　　○○市○○区○○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役　○　○　○　○　㊞

【入札書の記載例２：代理人が入札する場合】

入　　札　　書

供給すべき物品の表示　　回路制御通信総合学習設備　１式

入　札　金　額　　金○○○，○○○円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し，上記の物品を供給するものとして，入札に関する条件を承諾の上，上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

阿南工業高等専門学校　　御中

競争加入者　　○○市○○区○○丁目○番○号
○○株式会社
代表取締役　○　○　○　○

代　理　人　　○○株式会社　○○支店
支店長　　○　○　○　○　　㊞

【入札書の記載例３：復代理人が入札する場合】

入　　札　　書

供給すべき物品の表示　　回路制御通信総合学習設備　１式

入　札　金　額　　金○○○，○○○円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し，上記の物品を供給するものとして，入札に関する条件を承諾の上，上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

阿南工業高等専門学校　　御中

競争加入者　　○○市○○区○○丁目○番○号
○○株式会社
代表取締役　○　○　○　○

復代理人　　○　○　○　○　　㊞